新潟県文化芸術団体・イベント等マッチング事業
Ｑ＆Ａ

１　対象となる事業について

Ｑ１－１　どのような事業が対象となりますか。

Ａ１－１

事業者等が文化芸術団体等を活用して行うイベント、その他文化芸術団体等と事業者等が連携・協働して行う活動が対象となります。

事業は、一般の観客等の鑑賞に相応しい演出等の質を確保するものとしてください。

（対象事業の例示）

出前コンサート、美術展、体験教室、広報タイアップ、商店街お祭り、イベント等への出演

Ｑ１－２　オンラインで配信する無観客イベントは対象となりますか。

Ａ１－２

対象となります。なお、オンラインで配信する場合は、実施報告書の「事業の効果」欄に配信日、動画を視聴できる URL 等を記載してください。

２　マッチング申請件数

Ｑ２－１　マッチング申請は何回でも可能ですか。

Ａ２－１

マッチング申請は何回でも可能です。

３　事業の流れ

Ｑ３－１　マッチングはどのように行われますか。

Ａ３－１

事業者等は、県ホームページに掲載している「協力芸術家名簿」からマッチングを希望する芸術家を選定し、マッチング申請書を県文化課に提出します。事業者等から事業実施希望のあった芸術家に県文化課が連絡します。芸術家が事業者等の依頼内容を承諾する場合、マッチング成立となり、事業者等へ芸術家の連絡先をお知らせします。その後、事業内容等の調整は、事業者等と芸術家が直接行ってください。芸術家が依頼内容を承諾しない場合は、その旨を県文化課から事業者等に連絡し、マッチング不成立となります。

Ｑ３－２　事業を実施した場合、芸術家への出演料等は県から支払われますか。

Ａ３－２

出演料等は事業者等から芸術家に支払ってください。